

札幌市健康ポイント事業実施要綱

令和7年10月15日
保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌健康アプリ(以下「アプリ」という。)を活用した「歩く」「人と会う」「健康管理」などの市民の健康増進に資する取組にポイントを付与することにより、市民が楽しみながら自然と健康になれることを目指し、もって市民の健康寿命の延伸につなげ、日々の生活の充実を図ることを目的とする札幌市健康ポイント事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイント 第5条第2項に規定する利用者が、保健福祉局長が別に定める活動に取り組むことにより取得できるポイントをいう。
- (2) 協賛事業者 本事業に協賛し、アプリの利用者へのインセンティブとして実施する抽選の協賛品又は利用者に付与するポイントの原資として、金品等を提供することを札幌市(以下「本市」という。)に申し出て、登録された事業者をいう。
- (3) 電子マネー 金銭に代えて電子機器その他の物に記録された情報(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段その他これに類する方法により、電子的方法をもって記録された情報をいう。)であって、金銭的価値を持つものをいう。
- (4) イベント主催者 個人及び法人その他の団体であって、市民の健康増進に資するイベントを開催する者をいう。

2 本事業は、毎年4月1日から3月31日までの1年間を単位として実施する。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、本市とする。

2 市長は、本事業の運営及び管理等の業務(以下「事務局業務」という。)を適当と認めるものに委託することができる。

(事業対象者)

第4条 本事業の対象者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく届出をして本市に居住している者で、満40歳以上の者とする。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者は、対象者となることができない。

(事業への参加)

第5条 本事業に参加しようとする者は、アプリにより会員情報の登録を行うものとし、アプリからの会員情報の送信をもって、本事業への参加申込とみなす。

2 市長は、アプリから会員情報が送信されたときは、会員情報の登録手続の完了をもって、本事業に参加し、アプリを利用する者(以下「利用者」という。)を決定するものとする。

(参加の取消し)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、本事業の利用者として著しく不適当であると認めるときは、当該利用者に対し、何らの催告を要することなく、本事業への参加資格を取り消すことができる。

(1) 登録情報に虚偽の事実があることが判明したとき。

(2) 本要綱又はこれに基づき別に定める利用規約の規定に常習的に違反し、又はその違反の程度が重大であるとき。

(3) 最後のポイント獲得の日から起算して2年を経過する日までの間、新たなポイントの獲得がなかったとき。

(4) その他、市長が本事業の利用者として相応しくないと判断するに足りる相当の理由があるとき。

2 前項の規定により参加資格を取り消された者は、取消しの時点で保有する全てのポイントを失うとともに、本事業に係る一切の権利を喪失する。

3 市は、第1項の規定により参加資格を取り消された者について、将来にわたり本事業への再度の参加を認めないことができる。

(ポイントの付与等)

第7条 市長は、健康増進に資する活動等を行った利用者に対し、その活動の内容等に応じたポイントを付与する。

2 ポイントの対象となる活動内容やポイント付与の条件、付与ポイント数及び付与ポイント上限等は、保健福祉局長が別に定めるところによる。

3 ポイントの有効期間(以下「有効期間」という。)は、ポイントが付与された日の属する年度の翌年度末までとする。

(ポイントの失効及び取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用者に事前に通知することなく、当該利用者が保有するポイントの全部又は一部を失効させ、又は取消すことができる。

(1) 本要綱又はこれに基づき別に定める利用規約に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によりポイントを取得したとき。

(3) 第4条に規定する本事業の対象者若しくは第5条2項に規定する利用者でなくなったとき。

(4) 第7条第3項に規定する有効期間を超過したとき。

(5) 利用者が死亡したとき。

(6) その他市長が必要と認めたとき。

- 2 利用者が保有するポイントは、当該利用者本人に一身専属的に帰属するものとし、第三者への譲渡、貸与、担保提供又は相続の対象とすることはできない。

(不正利得に係る返還金)

第9条 市長は、利用者が虚偽の申請その他不正な手段によりポイントの付与を受け、当該ポイントを財産的価値のあるもの(電子マネー、商品券、物品等を含む。)に交換したときは、当該利用者に対し、期限を定めて、当該交換したポイントに相当する金額の全部又は一部の返還を命じることができる。

- 2 前項の規定により返還を命じられた利用者は、市の指定する期日までにこれを納付しなければならない。

(ポイントと電子マネーの交換)

第10条 満65歳以上の利用者は、第7条第1項及び第2項の規定により付与されたポイントを電子マネーと交換することができる。

- 2 満65歳以上の利用者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、ポイントを電子マネーと交換することができない。

- (1) 札幌市敬老優待乗車証交付規則(平成28年9月26日規則第43号)の規定により敬老優待乗車証の交付を受けている者

- (2) 札幌市障がい者等に対する交通費助成規則(昭和56年規則第41号)の規定により交通費助成を受けている者(市長が別に定める者を除く。)

- 3 利用者が満65歳に到達する前に付与されたポイントは、第1項の規定にかかわらず、電子マネーと交換することができない。

- 4 交換できる電子マネーの種類は、保健福祉局長が別に定める。

- 5 利用者は、ポイントを電子マネーと交換しようとするときは、アプリにより交換を申し込まなければならない。

- 6 ポイントを電子マネーに交換できる最小の単位は100ポイントとし、交換する場合は、申込時点において付与されているポイント(当該最小単位未満となる部分を除く。)を1種類の電子マネーに交換するものとする。

(ポイントによる抽選等への応募)

第11条 利用者のうち、前条第1項の規定により電子マネーと交換することができる者以外の者(前条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、第7条第1項及び第2項の規定により付与されたポイントを希望する協賛品等の抽選へ応募することができる。

- 2 抽選に参加しようとする者は、アプリにより抽選を申し込まなければならない。

- 3 抽選及び当選者への通知は、随時実施する。

(抽選の対象としない協賛品)

第12条 次の各号のいずれかに該当するものは、協賛品としない。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの

- (2) 誇大な表現や根拠のない表示により、誤認を招くおそれがあるもの

- (3) 射幸心をあおるもの

- (4) 暴力や犯罪を肯定若しくは助長するもの又は不快感を想起させるもの

- (5) 残虐な描写又はわいせつなものなど、公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるもの

(ポイントによる寄附)

第13条 第10条の規定により電子マネーと交換することができる者(前条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、第7条第1項及び第2項の規定により付与されたポイントを用いて寄附を行うことができる。

- 2 前項の規定による寄附は、利用者が、保健福祉局長が別に定める寄附先を指定して行うほか、寄附先を指定せずに行うものとする。
- 3 ポイントを用いて寄附を行うことができる最小の単位は100ポイントとし、申し込み時点において付与されているポイント(当該最小単位未満となる部分を除く。)を1種類の寄附先に寄附するものとする。

(対象外となる協賛事業者)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、本事業における協賛事業者となることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業その他これに類する営業を営むもの
 - (2) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としているもの
 - (3) 消費者金融業を営むもの
 - (4) たばこ製造業を営むもの
 - (5) 公営を除くギャンブルを営むもの
 - (6) 興信所、探偵事務所等を営むもの
 - (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生会社若しくは開始前会社であるもの
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当するもの
 - (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
 - (10) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する連鎖販売取引を行うもの
 - (11) 租税その他の公課を滞納しているもの
 - (12) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止を受けているもの
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの
- 2 協賛事業者になろうとする者は、保健福祉局長が別に定めるところにより、前項各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない。
 - 3 市長は、協賛事業者が第1項各号に該当するに至ったときは、当該協賛事業者を本事業の対象から除外することができる。

(対象外となるイベント主催者)

第15条 第14条第1項各号のいずれかに該当する者は、本事業におけるイベント主催者となることができない。

- 2 イベント主催者になろうとする者は、保健福祉局長が別に定めるところにより、前項に該当しないことを誓約しなければならない。
- 3 市長は、イベント主催者が第1項に該当するに至ったときは、当該イベント主催者を本事業の対象から除外することができる。

(個人情報の取扱)

第16条 市長及び受託者は、本事業の実施により得られた個人情報を、本事業の推進に關すること以外に使用してはならない。

(匿名データの作成及び提供等)

第17条 市長は、本事業で取得したデータを用いて、利用者の氏名等、特定の個人を識別することができる情報を除いた匿名データ(以下「データ」という。)を作成することができる。

- 2 市長は、前項で作成したデータを、市民の健康寿命延伸等、健康医療分野に係る学術研究や相当の公益性を有する調査研究を行う者として市長が適当と認める者に提供することができる。

- 3 前項の市長が適当と認める者のうち、データの提供を受けようとする者(以下「申出者」という。)は、保健福祉局長が別に定めるところにより、提供を受けたデータをこの要綱等に基づいて適正に利用することを申し出なければならない。

- 4 市長は、第2項の規定によりデータを提供したときは、次に掲げる事項をインターネットその他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 前項の規定によりデータの提供を受けた者の氏名又は名称

(2) 前号に掲げるもののほか、保健福祉局長が定める事項

- 5 第2項の規定によりデータの提供を受けた者は、当該データを利用して調査研究を行ったときは、調査研究の成果等を市長に提出しなければならない。

- 6 市長は、前項の規定により調査研究の成果が提出されたときは、次に掲げる事項をインターネットその他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第4項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 前項の規定により提出された調査研究の成果又はその概要

(3) 前号に掲げるもののほか、保健福祉局長が定める事項

- 7 データの提供を受けた者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 提供されたデータは、申出書に記載した調査研究の目的以外に利用してはならない。

(2) データの提供を受けた者以外の第三者にデータを利用させてはならない。

(3) データは厳重に管理し、漏えい、紛失等のないようにしなければならない。

(4) 利用期間の終了したデータは、電磁的記録媒体等から復元不可能な方法で削除しなければならない。

(利用者負担)

第18条 アプリの利用は、無料とする。

2 アプリのダウンロード及び利用に必要な通信料、利用機器の取得費用その他本事業に参加するに当たり必要となる費用は、利用者が負担するものとする。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者のサービスの全部又は一部の利用を中止することができる。

- (1) システム保守、システム障害対応等、本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他市長が必要と判断した場合

(免責)

第20条 本事業の参加に当たり生じた事故等について、本市はその責を負わない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決裁の日から施行する。
- 2 対象者の特定やアプリのダウンロード等、本事業の実施のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。